

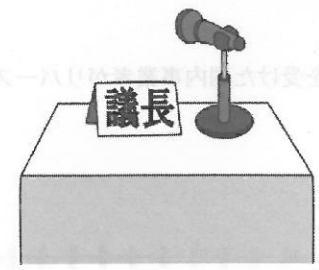
8月号 おおもり 青色便り

No.0602 一般社団法人 大森青色申告会 平成27.8.1

第4回定時総会開催のご案内

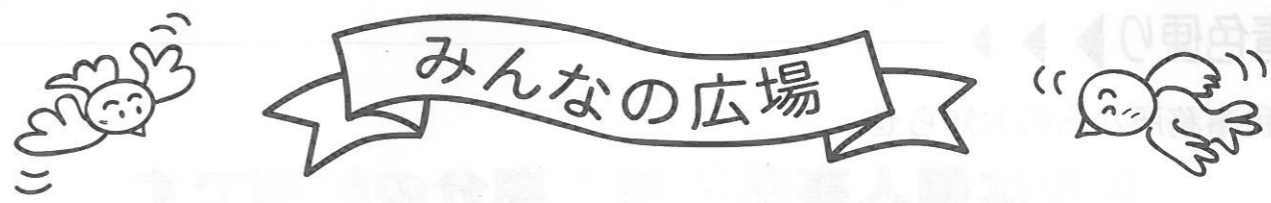
平成26年度の事業も無事終了することができました。これも偏に会員の皆様のご支援御協力の賜物と厚く御礼申し上げます。さて、一般社団法人大森青色申告会第4回定時総会を下記の日程で開催いたしますのでご案内申し上げます。

日時：平成27年8月31日(月) 午後4時
 会場：大田文化の森5階多目的室 (受付3時30分～)
 内容：第一部 議案 議事録署名人選出に関する件
 平成26年度事業報告承認の件
 平成26年度収支報告監査報告承認の件
 報告 平成27年度事業計画
 平成27年度収支予算
 公益目的支出計画に関する実施報告・完了報告・監査報告
 第二部 懇親会 午後5時15分～ 多目的室
 懇親会参加費 3,000円
 (懇親会にご出席の方のみ、当日ご持参下さい。)



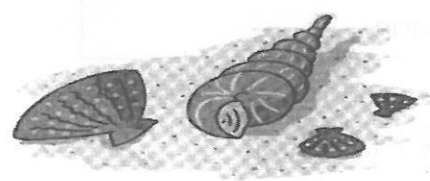
第4回定時総会開催にあたり出席又は欠席のご連絡をお願いします。

上記のとおり定時総会を開催するに伴い、7月上旬に会員の皆様に往復はがきにて総会案内をお送りいたしております。出席の場合は返信はがきに出席の旨と会員名を、欠席の場合は欠席の旨と委任状に住所と氏名をご記入いただき押印をして早急に返信ください。定足数が足りない場合には総会が成立しませんので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。ご返信をいただけない方には、支部役員又は職員が電話もしくは直接お伺いさせていただきますので、あらかじめご了承ください。



個別相談会開催のご案内 【予約制です】 TEL 3771-8859

◆夏季休暇のお知らせ◆
 9月16日(水)～18日(金)は、大森青色申告会の夏季休暇とさせていただきます。会員の皆様にはご不便をおかけいたしますがご理解の程お願いいたします。



①新規入会者個別相談会
 ・新しく入会された方、帳簿の記入に自信のない方は是非お越しください。

開催期間	平成27年8月11日(火)～8月14日(金)
予約時間	午前：9時・10時・11時 午後：13時・14時・15時
指導時間	概ね20分～40分程度
持参するもの	①平成26年確定申告書の控え ②請求書や領収書 ③帳簿(すでに記帳している方) ④ほかに必要と思われるもの

②消費税個別相談会
 ・平成26年分の課税売上金額が1,000万円を超えた方、又は、既に消費税課税対象者で平成26年分の課税売上金額が1,000万円以下の方が対象です。(譲渡所得やその他の雑所得も含まれます。) どちらも税務署への届出書類の提出が必要です。

開催期間	平成27年8月17日(月)～8月21日(金)
予約時間	午前：9時・10時・11時 午後：13時・14時・15時
指導時間	概ね20分～40分程度
持参するもの	①平成24、25、26年の確定申告書の控え ②認印

理事 監事 副会長 会長
 事務局 相良 鳥越 渡辺 毛利 加藤 千葉 中里 瀬山 大塚 田中 曾根 吉田 横山 田中 大久保 塚本 徳永 齊藤 井上 九頭見
 職員一同 裕子 潔 利高 靖 光栄 信 登志 昌 良 勝 晴 洋 美代 紀 義
 会 同 子 明 治 毅 男 勝 一 一 幸 夫 祐 武 春 夫 生 昭 吉 夫 雄

お見舞い申し上げます

一般社団法人 大森青色申告会
 責任者 会長 九頭見義雄
 大田区中央3丁目10-18
 TEL: 03 (3771) 8859
 FAX: 03 (3773) 6388
 URL: http://www.oomori-airo.org
 Eメール: airo-o@nifty.com

無料法律相談日	八月十三日(木)
無料保険相談日	八月二十七日(木)
予約時間	八月二十日(木)
事務局長に申込み	午後二時から30分位

▶ 都税事務所からのお知らせ

8月 は 個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、平成27年8月3日（月）に発送します。

<納期限> 平成27年8月31日（月）

<ご利用になれる納付方法>

- ①金融機関*1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口 ②口座振替*2 ③コンビニエンスストア*3
- ④金融機関*1・郵便局の (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング*4
- ⑤パソコン・携帯電話・スマートフォンからのクレジットカード納付
平成27年度より、クレジットカードでも納付ができるようになりました。
パソコンや携帯電話等から都税クレジットカードお支払サイト (<https://zei.tokyo>) へアクセスし、お手続きください。
都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。

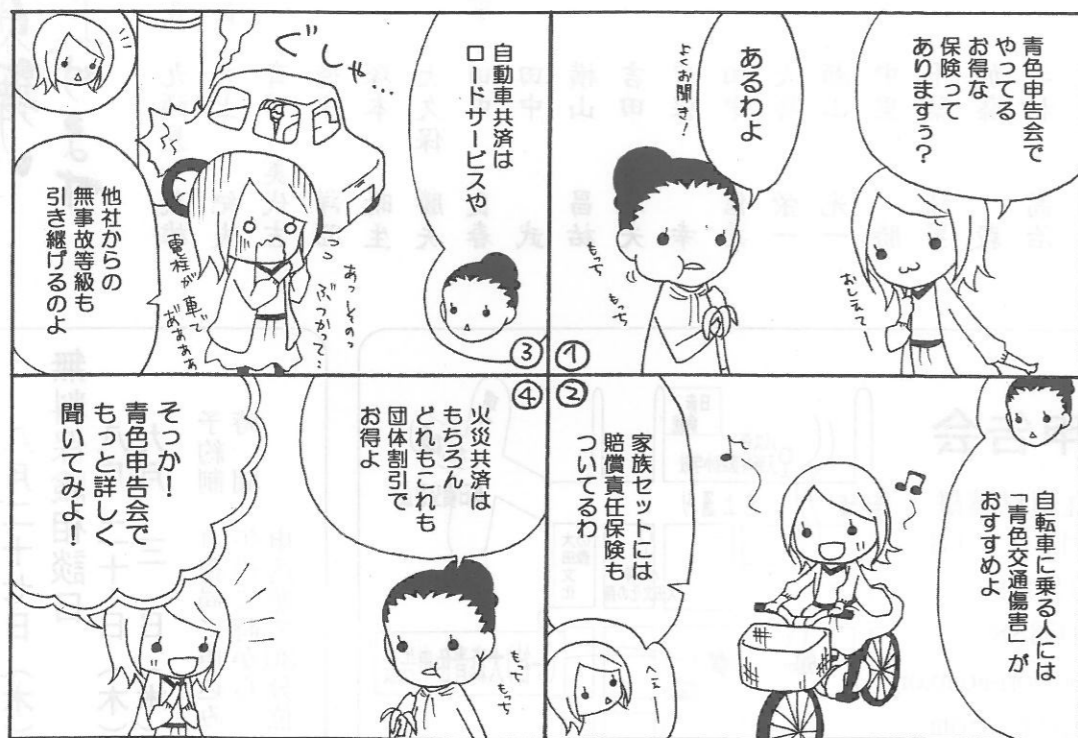
- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係 (03-3963-2177) へお問い合わせください。
- ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。
- ※4 ○ (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書に限ります。
○領収証書は発行されません。(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)
○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】

- 個人事業税/省工率促進税制に関すること 品川都税事務所個人事業税係 03-3774-6666
- 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること 東京都地球温暖化防止活動推進センター ヘルプデスク 03-5388-3408

◇◆◇東京青色交通事故傷害保険のご案内◇◆◇

年間掛金1,000円から加入できる「東京青色交通事故傷害保険」に加入してみませんか？この保険は、①自転車・自動車・電車・飛行機などに搭乗中の事故 ②駅改札に入ってから出るまでの間の事故 ③乗り物にはねられるなどの交通事故等が主な補償内容です。また、加入年齢の制限はありません。詳しくは、同封のパンフレットをご覧ください。



東京青色交通事故傷害保険の巻

▶ 大森税務署からのお知らせ

平成27年度 大森税務署人事異動新旧表

7月10日付で下記のとおり異動がありました。

(敬省略)

官 職	新		旧	
	氏 名	前任地	氏 名	赴任先
署 長	北井 好則 <small>きたい よしのり</small>	広島局益田署 署長	木下 哲 <small>きのした さとし</small>	御退官
総務担当副署長	飯坂 正春 <small>いざか まさはる</small>	(留任)	飯坂 正春 <small>いざか まさはる</small>	
個人一統括官	本多 浩二 <small>ほんだ こうじ</small>	(留任)	本多 浩二 <small>ほんだ こうじ</small>	
個人一指導上席	森本 千晴 <small>もりもと ちはる</small>	横須賀 個人1	村田 計一 <small>むらた けいいち</small>	藤沢 個人4

▶ 消費税の改正

平成27年における主な消費税の改正ポイントは以下のとおりです。
なお、I、IIについては平成27年10月1日から、IIIについては平成28年4月1日から適用されます。

改正の主なポイント

- I 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直しと課税方式の見直し (リバースチャージ方式の導入)
 - ・電子書籍、広告の配信などの電気通信回線 (インターネット等) を介して行われる役務の提供 (「電気通信利用役務の提供」といいます。) について、海外から国内の事業者や消費者に対して行われるものも国内取引とされ、消費税が課税されることとなりました。
 - ・電気通信利用役務の提供のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者からその役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入されました。
- II 国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る仕入税額控除の制限
 - 「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信役務の提供 (「電気通信利用役務の提供」といいます。) については、その役務の提供を行った事業者が申告・納税を行うこととなりますが、国内事業者が国外事業者から「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合、当分の間、その役務の提供に係る仕入税額控除を制限することとされました。
 - ※国税庁長官の登録を受けた登録国外事業者から受ける「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、その仕入税額控除を行うことができることとされています。

III 国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直し

国外事業者が国内において行う芸能・スポーツなどの役務の提供について、その役務の提供を受けた国内事業者がリバースチャージ方式により申告・納税を行うこととなりました。

※改正の内容については、国税庁ホームページをご覧ください。

マル経融資のご案内

安心して借りられる 国の融資制度です

- ◎ 小規模事業者経営改善資金 担保・保証人不要
- 融資限度額 2千万円
- 返済期間 7年以内
- 年 利 1.25% (七月十日現在)
- 支払った利息の30%を3年間大田区から補助されます。
- 「この融資限度額・返済期間の取扱は平成28年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです」
- 融資対象
 - * 従業員二十人以下(宿泊業・娯楽業を除く)商業サービス業五人以下)の法人、個人事業主の方
 - * 商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組み方
 - * 所得税・法人税・事業税・住民税等対象となる税金を完納している方
- ◎ 経営上の悩み相談 窓口専門相談をご利用ください。
・法律相談・税務相談・労務相談 (予約制・無料)
* 本相談は、経営に関する相談に限定しております。
* 会員・非会員の方問わずご利用できます。
- ◎ ご相談・お申し込みは 東京商工会議所大田支部まで
大田区南蒲田一―二〇―二〇
大田区産業プラザ五階
電話(二三三四)一六二一